

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成31年3月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800095号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800042号

第1 結論

請求者のA事業所(平成元年4月19日以降は、B事業所)における平成11年10月1日から平成13年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年10月から平成12年6月までの標準報酬月額を38万円から41万円、平成12年7月から同年9月までの標準報酬月額を38万円から47万円、平成12年10月から平成13年5月までの標準報酬月額を44万円から47万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年1月1日から平成13年6月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されている。

給与と所得の源泉徴収票の写し及び市民税・道民税特別徴収税額通知書の写しを提出するので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、年金額に反映しなくても、事実上即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。

請求者から提出された昭和62年分から平成13年分までの給与と所得の源泉徴収票の写し(平成5年分を除く。)及び昭和63年度分から平成12年度分までの市民税・道民税特別徴収税額通知書の写し並びにB事業所から提出された平成10年から平成12年までの賃金台帳の写し(以下「賃金台帳等」という。)によると、請求者は、請求期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を支給されていた月があることが確認又は推認できる。しかし、請求期間の全てについて、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認又は推認できることから、請求期間については、厚生年金特例法による保険給付の訂正の対象とならないため、訂正は認められない。

2 請求者は、請求期間について、例えば将来の保険給付の計算の基礎とならなくとも、実際の給

与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと求めている。

請求期間のうち、平成 11 年 10 月 1 日から平成 13 年 6 月 1 日までの期間について、賃金台帳等により確認できる請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

したがって、請求者の B 事業所における当該期間の標準報酬月額については、平成 11 年 10 月から平成 12 年 6 月までは 41 万円、平成 12 年 7 月から平成 13 年 5 月までは 47 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。